

牛の肉骨粉の肥料利用に向けた省令等の改正について

改正の背景

- 牛の肉骨粉は、我が国でのBSEの発生に伴い、平成13年10月以降その製造及び出荷を停止し、焼却処分。
- その後、食品安全委員会に肉骨粉の肥料利用についての評価を諮問し、牛の飼料への誤用・流用を防止する措置が採られることを前提とすれば問題ない旨の答申を本年4月に受けた。



肉骨粉の肥料利用に当たっては、牛の飼料への誤用・流用を防止する管理措置を義務付け

主な改正事項

- **指定配合肥料の見直し【肥料取締法施行規則の一部改正】**
指定配合肥料(注)の原料から、牛の摂取を防止する措置がない肉骨粉を除外。(注：登録肥料のみを配合した肥料。)
- **牛への誤用・流用の防止のための管理措置を創設【新規告示】**
 - ① 化学肥料(50%以上)や摂取防止材の混合を義務付け。
(注：今年度の調査事業から、摂取防止材を指定する予定。)
 - ② ①の措置に代えて、供給管理票の添付を義務付けることで、肥料生産業者間に限った肥料原料の流通を認める。
- **肥料登録の要件の見直し【公定規格(告示)の一部改正】**
 - ① 肉骨粉及びそれを原料とする肥料に管理措置を義務付ける。
 - ② 肥料原料に使用できない牛のSRMの範囲を食品と合わせる。
- **肥料容器への表示事項の見直し【表示事項の告示の改正】**
家畜等への給与や牧草地等への施用を禁止する旨を義務付け。

牛肉骨粉の肥料利用に当たって導入する管理措置 (図中の破線で囲んだ部分を新たに導入)

